

議案第四十五号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年三月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「が障害者自立支援法」を「が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に、「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改め、同条第四項第二号ただし書中「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の六・二八」を「百分の六・〇二」に、「百分の六十七」を「百分の六十六」に改め、同条第二号中「三万円」を「三万六百元」に、「百分の三十三」を「

百分の三十四」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・二三」を「百分の二・三四」に、「百分の六十六」を「百分の六十五」に改め、同条第二号中「一万二百円」を「一万八百元」に、「百分の三十四」を「百分の三十五」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・一二」を「百分の一・一六」に、「百分の五十四」を「百分の五十一」に改め、同条第二号中「一万四千百円」を「一万五千元」に、「百分の四十六」を「百分の四十九」に改める。

第十九条の二第一号中「の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、同号イ中「二万千円」を「二万四千二百円」に改め、同号ロ中「七千四百円」を「七千五百六十円」に改め、同号ハ中「九千八百七十円」を「一万五百円」に改め、同条第二号イ中「一万五千元」を「一万五千三百円」に改め、同号ロ中「五千四百円」を「五千四百円」に改め、同号ハ中「七千五百円」を「七千五百円」に改め、同条第三号イ中「六千円」を「六千二百円」に改め、同号ロ中「二千四十円」を「二千六百円」に改め、同号ハ中「二千八百二十円」を「三千円」に改める。

付則第四条（見出しを含む。）中「平成二十五年度」を「平成二十六年年度」に改める。
付則に次の一条を加える。

（平成二十五年度及び平成二十六年年度における保険料の所得割額の算定の特例）

第七条 平成二十五年度及び平成二十六年に於ける第十五条第一項、第十五条の六、第十五条の十一、第十五条の十四及び第十六条の三に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第五十条の二及び同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

一 平成二十五年度 平成二十四年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の百分の五十に相当する金額

二 平成二十六年に於ける第十五条第一項、第十五条の六、第十五条の十一、第十五条の十四及び第十六条の三に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第五十条の二及び同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用す

る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第四条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十五条の四、第十五条の十二、第十六条の四、第十九条の二及び付則第七条の規定は、平成二十五年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十四年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部改正及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十九号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。